

Ⅲ. 留意いただきたい内容

居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）、障害者支援施設

1. 地域連携推進会議について

令和6年度報酬改定において、障害者支援施設及び共同生活援助（以下、「施設等」という。）において、各事業所で地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること（それぞれおおむね1年に1回以上）が義務付けられました。（令和6年度は努力義務、**令和7年度以降は義務**）。

【役割・目的】

- ・利用者との関係づくり
- ・施設等やサービスの透明性・質の確保
- ・地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- ・利用者の権利擁護

※会議体を設置するのみでなく、地域連携推進員が施設等を訪問することで、事業運営の現場を直接確認することが可能な仕組みとしています。

【会議の構成員と人数】

会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、施設等所在地の市町村担当者などを想定しており、有意義な意見交換ができる人数として、5名程度が望ましいです。利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出してください。

- ①利用者
- ②利用者家族：多様な視点を入れるため、①の利用者とは別の利用者の家族が望ましい。
- ③地域の関係者：自治会員、民生委員、学校関係者、地域で活動しているNPO法人、地域の障害当事者等
- ④福祉に知見のある人：他の障害福祉サービス事業者や障害関係の事業をしている者等
- ⑤経営に知見のある人：障害福祉サービス等の運営や経営に携わる者や経営のアドバイスができる者等
- ⑥市町村担当者等：市町村担当者（CW）に加え、基幹相談支援センターや自立支援協議会の職員等

Ⅲ. 留意いただきたい内容

居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）、障害者支援施設

2. 留意いただきたい事項

(1) 日中サービス支援型共同生活援助の基本報酬について

日中サービス支援型共同生活援助の基本報酬については、日中を共同生活援助住居以外で過ごした場合の報酬単価が設定されています。日中を共同生活援助住居以外で過ごした場合の単価を算定する場合のメルクマール（指標）は、「昼食の提供の有無」とします。なお昼食の提供をしていない場合も日中の支援が行われたことが客観的に確認できる場合はこの指標によらないものとします。

事例	報酬
昼食を食べた後に実家に帰省し、その日は戻らず外泊。	日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (Ⅰ), (Ⅱ)
午前中に通院等介助を利用して病院に受診し、帰宅後GHにて昼食を摂取し、午後からはGHにて過ごす。	
午前中はGHにて過ごし、昼食を摂取してから、移動支援にて余暇外出をした。	
午前中はGHにて過ごし、昼食のみ家族で外食し、午後からはGHにて過ごす。	
朝食を食べた後に実家に帰省し、その日は戻らず外泊。	日中を共同生活援助住居以外の場所で過ごす場合の単位数
終日、移動支援を利用して余暇外出をした。	
夕方に実家から帰宅し、GHにて過ごす。	

Ⅲ. 留意いただきたい内容

居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）、障害者支援施設

(2) 共同生活援助における夜間支援等体制加算の対象者数について

当該加算は、夜勤（加算Ⅰ）又は宿直（加算Ⅱ）を行う夜間支援従事者を配置している場合、**1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の人数**に応じて、所定の単位数を算定することになっています。夜間支援対象利用者の数は、共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、**現に入居している利用者数ではなく、「前年度の平均利用者数」の計算方法に準じて算定するもの**とします。

* 前年度の平均利用者数は**共同生活住居ごと**に算出する。

* 計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、**小数点第1位を四捨五入**する。

① 1つの住居に1人ずつ夜間支援従事者を配置する例

住居名	前年度実績	対象者数	従事者①	従事者②	従事者③
Aホーム	4.45	4	4		
Bホーム	3.21	3		3	
Cホーム	2.60	3			3
合計			4	3	3

上記の場合の夜間支援等体制加算の対象者数は、
Aホームが4人、Bホームが3人、Cホームが3人となる。

Ⅲ. 留意いただきたい内容

居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）、障害者支援施設

②複数の住居の利用者を1人の夜間支援従事者が支援する例

住居名	前年度実績	対象者数	従事者①	従事者②
Aホーム	4.45	4	4	
Bホーム	3.21	3		3
Cホーム	2.60	3		3
合計			4	6

上記の場合の夜間支援等体制加算の対象者数は、
Aホームが4人、Bホームが6人、Cホームが6人となる。

- 対象者数に変動が生じた場合も体制届の提出が必要になります。
- 新規に指定を受けた場合や住居を追加した場合、当初の6か月間は特に注意すべき点はありませんが、6か月経過後は、対象者数を正しく算定し、算定する加算の単位数の変動が生じた際はすみやかに届出を行う必要があります。（届出は例外的に対象人数の変動した月の月末まで受け付けます。）
- 開始直後は入居者数の変動が大きいいため、対象者数も毎月のように変動することがあり、対象者数の増加（単位数の減少）の届出を怠ると報酬返還が生じる恐れがありますので、特に注意してください。

Ⅲ. 留意いただきたい内容

居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）、障害者支援施設

(3) 共同生活援助等における食材料費の取扱い等について

○食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に**残額が生じた場合には、精算**して利用者に残額を返還する（※他の費目への流用は不可）ことや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があります。

（少なくとも1年に1回は精算を行うこと）

○食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の**収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う**必要があります。
→**光熱水費及び日用品費**についてもこれに準ずる対応が必要です。

(4) 共同生活援助から別の共同生活援助へ転居した場合の請求について

GHから別のGHへ転居した場合の請求について、請求日数が月の日数を超えない場合は退去したGH及び入居したGH両方とも退去日及び入居日に算定可能です。

（例1）4/1から4/15の朝までグループホームAに入居しており、4/15の昼から4/30までグループホームBに入居していた場合

→グループホームAが4/1～4/15の15日分、グループホームBが4/15～4/30の16日分請求
請求日数が31日となり月の日数（30日）を超えてしまうため、4/15はどちらかの事業所しか請求できません。
（どちらが請求するかは決まっていないため両事業所で相談）

（例2）4/1から4/15（4/4～4/6に実家に帰省）の朝までグループホームAに入居しており、4/15の昼から4/30までグループホームBに入居していた場合

→グループホームAが4/1～4/4,4/6～4/15の14日分、グループホームBが4/15～4/30の16日分請求
請求日数が30日となり月の日数（30日）を超えていないため、4/15は両事業所とも請求可。

Ⅲ. 留意いただきたい内容

居住支援系（自立生活援助、共同生活援助）、障害者支援施設

(5) 共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン

令和8年2月に厚生労働省より「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」が発出されました。共同生活援助を運営する事業者については内容を確認するとともに、ガイドラインに掲載している自己チェックシートも活用し、常にサービスの質の向上を図るようお願いします。

・厚生労働省ホームページ（ガイドライン掲載先）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

3. GHにおける個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、**令和9年3月31日まで**延長されています（ただし令和7年4月より、所要時間が8時間以上である場合は、所定単位数の100分の95を算定する。）。